

松戸市中小企業設備投資補助金 (地域経済牽引事業型・生産性向上型)

補 助 要 領

受付・お問い合わせ先

経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

(書類送付先) 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

(書類提出窓口) 〒271-0073 千葉県松戸市小根本 7-8 京葉ガス F 松戸第 2 ビル 4 階

TEL : 047-711-6377 (直通) FAX : 047-366-1550

E-mail : mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp



1. 補助金の目的

製造業を営む中小企業等が生産設備等を購入する際、その購入に係る費用の一部を補助することにより、市内事業者の「生産性の向上」及び「経営の安定」に寄与することを目的としています。

2. 補助対象事業

No	類 型	要 件
①	地域経済牽引事業型	地域経済牽引事業計画(*1)に記載した補助対象設備を取得すること。
②	生産性向上型	・「先端設備等導入計画」(*2)の先端設備等の種類及び導入時期欄に記載されているもの。(固定資産税特例の要件のうち、「投資利益率年平均 5%以上」の要件を満たしていること。)。 ・「経営革新計画」(*3)の設備投資計画欄に記載されているもの。
③	一般型	①及び②以外の場合に、生産機械などの補助対象設備を取得すること。

(*1)地域未来投資促進法に規定する計画で、承認を受けたものをいいます。

(*2.3)中小企業等経営強化法に規定する計画で、認定を受けたものをいいます。

★補助対象設備の詳細については、「4. 補助対象設備」を参照してください。

「③一般型」については、「松戸市中小企業設備投資補助金（一般型）補助要領」をご確認ください。

3. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 製造業を営む(*4)中小企業者(*5)であること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(*4)企業全体の業種が製造業以外であっても、経済センサス等国の調査の回答に記載している「事業所の業種」が製造業である場合は、製造業を営んでいるものとみなします。

(*5)中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいいます。

(製造業の場合、「資本金 3 億円以下」又は「常時使用する従業員数 300 人以下」の企業が対象です。)

4. 補助対象設備 (導入予定の設備が補助対象となるか、事前にご相談ください。)

次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 製品の生産及び品質管理や研究開発等、製造業の生産活動の向上に資する機械・装置・設備等であること。(*6)(*7)(*8)(*9)
- (2) 取得価額が合計で 300 万円以上(税抜)であること。(*10)
(詳細は P6. <参考. 取得価格要件の考え方>を参照。)
- (3) 市内の事業所に設置するものであること。
- (4) 中古品ではないこと。
- (5) リース契約に基づくものでないこと (*11)。

(*6) 電気設備・空調設備・排水設備などの建築設備は対象になりません。

(*7) ソフトウェア及びソフトウェアを稼働させるための PC 等は対象になりません。但し、新たに導入す

る機械等に付随し、機械等の稼働に必要となるソフトウェア及び PC 等については、対象となる場合があります。

(※8) フォークリフト、コピー機、クレーン等、製造業の生産活動以外の用途に利用できるものや汎用性の高い設備は対象になりません。

(※9) 部品を調達し、自社製造した機械・装置・設備等は補助対象となりません。

(※10) 複数設備をそれぞれ異なる生産ラインに導入する場合には、それぞれの生産ラインに交付要件となる各計画記載の設備を導入することが必要になります。

(※11) 割賦による購入は、申請年度中に支払った金額のみを対象とします。ただし、契約において所有権留保特約を付する場合など、補助対象設備の購入日の属する年度内に所有権が移転しない場合は、補助の対象になりません。

5. 補助対象経費

生産機械等（補助対象設備）の本体価格及び設置費用など、取得にかかった費用を補助対象経費とします。※消費税は補助対象経費に含みません。

6. 補助金の額

類 型		補助率	上限額
地域経済牽引事業型		1/3	300 万円
生産性向上型※	賃上げあり		250 万円
	賃上げなし		200 万円

※先端設備等導入計画において賃上げ方針を計画に盛り込み、従業員への表明を行った場合は、計画策定後初回の申請のみ、補助上限額が 250 万円となります。

7. 手続きの流れ

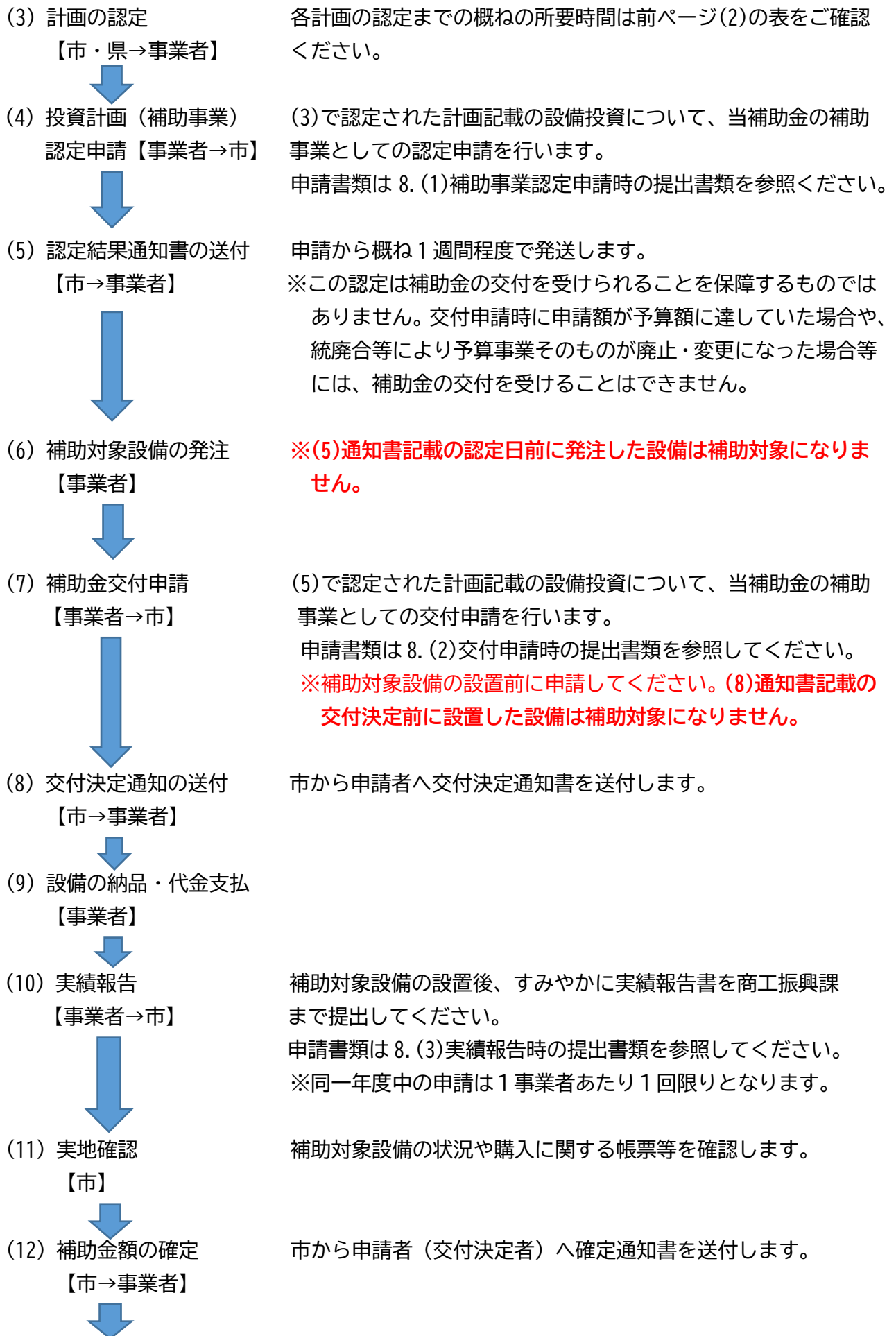
※年度内に補助対象設備の発注から設置及び代金支払いを完了する場合

- (1) 見積・設備カタログ等の取得【事業者】 補助対象設備を購入するメーカーから見積書と設備カタログ等を取得します。



- (2) 計画の策定・提出【事業者→市・県】 補助要件となる各計画を策定し、商工振興課に提出します。申請要領や書類のダウンロードは下記 QR コードからご確認ください。

計画名	申請先	認定までの所要期間（目安）	申請書類等
地域経済牽引事業計画	千葉県 経済政策課	3 か月	
先端設備等導入計画	松戸市 商工振興課	2 週間	
経営革新計画	千葉県 経営支援課	1～2 か月	





(13) 補助金の振込
【市→事業者】

交付決定後 1 ヶ月程度を目途に指定口座に補助金を振り込み
ます。

8. 提出書類

様式○⇒松戸市ホームページからダウンロードできます

(1) 補助事業認定申請時の提出書類※設備発注前に提出してください。

No	様式	書 類	留意事項
1	○	投資計画認定申請書	-
2	○	投資計画書	-
3		補助要件となる策定済計画書及び認定書の写し	地域経済牽引事業型：地域経済牽引事業計画 生産性向上型：先端設備等導入計画 又は 経営革新計画
4		購入する設備等の見積書の写し	
5		★購入する設備等の概要が確認できる資料	設備の規格・性能・価格などがわかるもの（カタログなど）
6	○	債権者登録申出書	補助金を振り込むための口座登録が必要になります。 登録がない方のみ、ご提出ください。

書類名の先頭に★がついているものは、「先端設備等導入計画」を策定していて、既に松戸市に提出済みの場合は不要です(留意事項欄記載の期限を経過していないものに限る)。

(2) 交付申請時の提出書類※設備設置前に提出してください。

No	様式	書 類	留意事項
1	○	交付申請書	-
2	○	事業計画書	購入する設備の概要についてご記入ください。
3	○	誓約書	-
4		購入する設備等の見積書の写し	8. (1) の認定時から内容に変更があった場合にご提出ください。
5		★商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	【法人のみ】 3 か月以内に法務局から発行されたもの。 (原本)
6		★滞納なしの納税証明書	・「市民税」など全ての税目について滞納がないということを 1 枚で証明する書類で、松戸市収納課で発行しております。 (法人・個人を問わず交付されます。) ・申請の際、納税証明書交付申請書の「①どの証明が必要ですか」欄の「□その他」にチェックし、「その他」の文字の右側の カッコ内に「滞納なし」とご記入ください。 ・1 か月以内に発行されたもの。(原本)
7		★直近の決算書の写し	確定申告書の写しは必要ありません。個人事業主の場合は、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」をご提出ください。

書類名の先頭に★がついているものは、「先端設備等導入計画」を策定していて、既に松戸市に提出済みの場合は不要です(留意事項欄記載の期限を経過していないものに限る)。

(3) 実績報告時の提出書類※設備設置・支払い完了後に提出してください。

No	様式	書 類	留意事項
1	○	実績報告	-
2	○	事業報告書	-
3		設置完了後の 補助対象設備の写真	設備の全体が写っているものを 3 枚以上添付してください。
4		「2. 事業報告書」において 計上した経費に係る 領収書の写し	やむを得ない事情等により領収書が発行されない場合には、 「請求書」及び「通帳等で代金の決済が確認できるもの」の 写しをご提出してください。
5		交付請求書	日付と本文中の空欄 (「 年 月 日付け 第 号 で～」の部分)を 記入しないままご提出ください。

9. その他の注意点

- ・ 1 年度中の補助金交付申請は 1 事業者あたり 1 回限りとなります。
- ・ 補助対象設備の発注は補助事業認定日以降に行ってください。
- ・ 投資計画の認定は、補助金の交付を受けられることを保障するものではありません。投資計画の認定を受けた場合であっても、交付申請時に申請額が予算額に達していた場合や、統廃合等により予算事業そのものが廃止・変更になった場合等には、補助金の交付を受けることはできません。
- ・ 補助対象設備を耐用年数期間内（※12）に、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け、担保に供す、市外の事業所に設置、又はその他の処分をしたときは、補助金を返還していただきます。
- ・ 補助金の交付後においても、補助対象設備の稼働状況・効果などについて、報告を求めるとともに実地調査をする場合があります。
- ・ 交付決定後に補助対象事業の変更・中止・廃止等がある場合は事前に松戸市商工振興課企業立地担当室にご相談ください。
- ・ 合併、事業譲渡、分割、相続等の理由により補助金交付の認定を受けた事業の主体が変更となる場合、補助金の交付を受ける権利を承継することはできません。
- ・ 同一の設備導入について松戸市及びその他の機関が実施する他の助成制度（松戸市企業立地促進補助金、ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金等）の適用を受ける場合には、本補助金の申請はできません。

（※12）耐用年数とは、法人税や所得税の確定申告において、固定資産の減価償却費の算定の際、計算の基礎となる年数をいいます。（法律で決められた、その固定資産の使用可能見積年数を表します。）

【例①】1つの設備が300万円以上の場合



新品 300万円

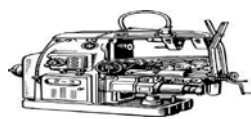
対 象

【例②】同一ライン上に導入した複数設備の合計額が300万円以上の場合

冷凍食品製造ライン



設備①：80万円



設備②：250万円
(先端設備等導入計画記載設備)

対 象

- ・ 複数の設備を同一の生産ラインに導入する場合で、取得価額の合計が300万円以上であれば、補助対象となります。
- ・ 上記例の場合、設備①（80万円）と設備②（250万円）の新品の機械を購入しており、合計額は300万円以上（80万円+250万円=330万円）となりますので、対象となります。
- ・ 生産性向上型、地域経済牽引事業型で複数の設備を導入する場合、同一ライン上であれば、計画に導入する設備の一部のみ記載されている場合でもその他全ての導入設備を補助の対象とすることができます。

【例③】複数設備を導入する場合で、うち一部設備を松戸市外に導入する場合
(市内設置設備の取得価額の合計が300万円未満)



設備①：200万円（市内）



設備②：160万円（市外）

- ・ 複数設備を導入する場合に、上記例で設備①のみ松戸市内に設備を設置し、設備②については松戸市外に設置する場合、対象となる設備は設備①のみとなり、取得価額の合計が300万円未満（設備①：200万円）となるため、補助対象外となります。

対象外

【例④】異なるラインでそれぞれに設備を導入する場合

冷凍食品製造ライン



設備①:200 万円

お弁当製造ライン



設備②:160 万円

それぞれのラインに計画に記載された設備を導入する必要があり、かつ、設備の取得価額の合計額が 300 万円以上である必要があります。

【導入設備が一部のみ計画記載の場合（取得価額合計が 300 万円未満）】

- ・上記例で設備①のみが計画に記載があり、設備②については記載がない場合、補助対象となる設備は設備①のみとなるため、取得価額の合計は 300 万円未満となり、補助対象外となります。

対象外

【導入設備が全て計画記載の場合（取得価額合計が 300 万円以上）】

- ・上記例の設備①及び設備②のどちらとも計画に記載された設備である場合、導入する設備の取得価額の合計が 300 万円以上（200 万円+160 万円=360 万円）となるため、補助対象となります。

対 象